

平成22年 No. 1

東京学芸大学役付職員選考規程の一部を改正する規程

制定理由

附属学校の長の任期は3年となっているが、候補者となる本学専任教授数の減少並びに役付職員数及び各種委員会委員長等の増加により、附属学校の長候補者数が減少していることから、他の役付職員の任期にあわせて任期を2年とし候補者数を確保したい。

承認経過

平成22年1月13日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学役付職員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成22年 1 月14日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成22年規程第 1 号

東京学芸大学役付職員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学役付職員選考規程（昭和42年規程第 2 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学役付職員選考規程の一部改正について

改正理由：附属学校の長の任期は3年となっているが，候補者となる本学専任教授数の減少並びに役付職員数及び各種委員会委員長等の増加により，附属学校の長候補者数が減少していることから，他の役付職員の任期にあわせて任期を2年とし候補者数を確保したい。

改 正	現 行
〔省略〕 (任期等) 第8条 役付職員の任期は2年とし，1回に限り再任されることができる。 2 第2条第1項第2号から第4号までの規定により選考された者の任期は，前任者の残余の期間とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> 1 <u>この規程は，平成22年2月1日から施行する。</u> 2 <u>この規程施行の際，現に附属学校の長である者については，なお従前の例による。</u>	〔省略〕 (任期等) 第8条 役付職員の任期は2年とし，1回に限り再任されることができる。<u>ただし，附属学校の長の任期は3年とし，再任されないものとする。</u> 2 第2条第1項第2号から第4号までの規定により選考された者<u>(附属学校の長を除く。)</u>の任期は，前任者の残余の期間とする。 〔省略〕